

身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 五十鈴会

1、施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- 利用者に対して人格と尊厳を守ることを第一とし、利用者の日常生活の充実に努めます。
- 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げたり行動制限をしないよう努めます。
- 「拘束しない介護」を目標に 身体拘束に至らない介護の方策を常に検討し努力を怠りません。
- 身体的拘束適正化検討委員会を中心に組織をあげて身体拘束廃止に取り組んでいきます。
- 利用者の心身安全面、他の利用者の心身安全面の確保などの際において緊急を要し（切迫性）、他に代替の方法がなく（非代替性）、短時間の場合においてやむを得ず実施する時（一時性）は 利用者・家族に十分な説明を行い同意の上実施します。
- また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力をします。

2、身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

五十鈴会は、身体的拘束の廃止及び適正化に向けた「身体的拘束適正化検討委員会」（以下委員会）を設置する。

委員会は3ヶ月に1回以上開催し以下のことを検討する。

①設置目的

- ・施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討する。虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ・日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。
- ・やむを得ず発生した身体的拘束の状況、手続き、方法について分析・検討し、適正に行われているかを確認する。
- ・身体的拘束に関する経過記録を作成する。
- ・身体拘束を実施した場合、解除を検討する。

- ・身体的拘束廃止計画書を作成、実施する。
- ・報告された事例を集計し分析する。分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- ・適正化策を講じた後に、その効果について評価する。
- ・虐待廃止を含む高齢者権利擁護に関する事項を、身体的拘束適正化検討委員会で同様に扱う。
- ・身体的拘束・高齢者虐待・高齢者権利擁護等に関する規程及びマニュアル並びに様式等を必要時、見直す。
- ・身体的拘束適正化に関する事項を職員全体へ周知する。
- ・身体的拘束適正化及び廃止に関する職員教育研修を企画し運営する。

②委員の構成と役割

- ・身体的拘束適正化検討委員会の委員は各フロア、ユニット、部署より選出される。
- ・身体的拘束適正化検討委員会の委員長は 施設長より委員の中から任命される。委員長は専任で身体的拘束等の適正化対応策を担当する。
- ・施設長は①の事項の最終的な意思決定の役割と責任を担う。
- ・アドバイザーとして、施設長、事務長、配置医師、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員等は指導・助言等を行う。
- ・その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等に指導・助言をもらう。
- ・身体的拘束適正化検討委員会は、必要に応じて、事故発生防止委員会、感染予防委員会と連携する。
- ・委員の任期は1年間とする。

③委員会の開催

- ・委員会は3ヶ月に1回以上開催する。その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ・必要時は随時開催する。
- ・生命の保護等の観点から緊急に身体拘束を実施する必要性が生じた場合は、委員会の開催を待たず、各委員の意見を聴取したうえで、施設長が可否を判断し、実施後速やかに委員会で再検討する。

3、身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

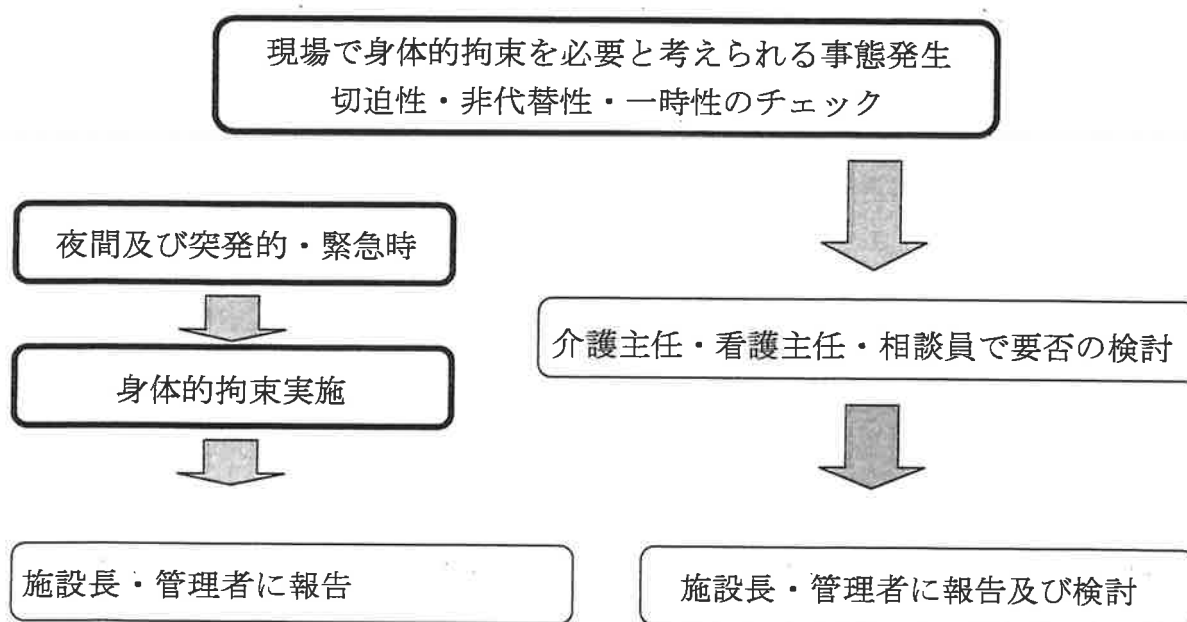
五十鈴会のすべての職員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアを進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施する。

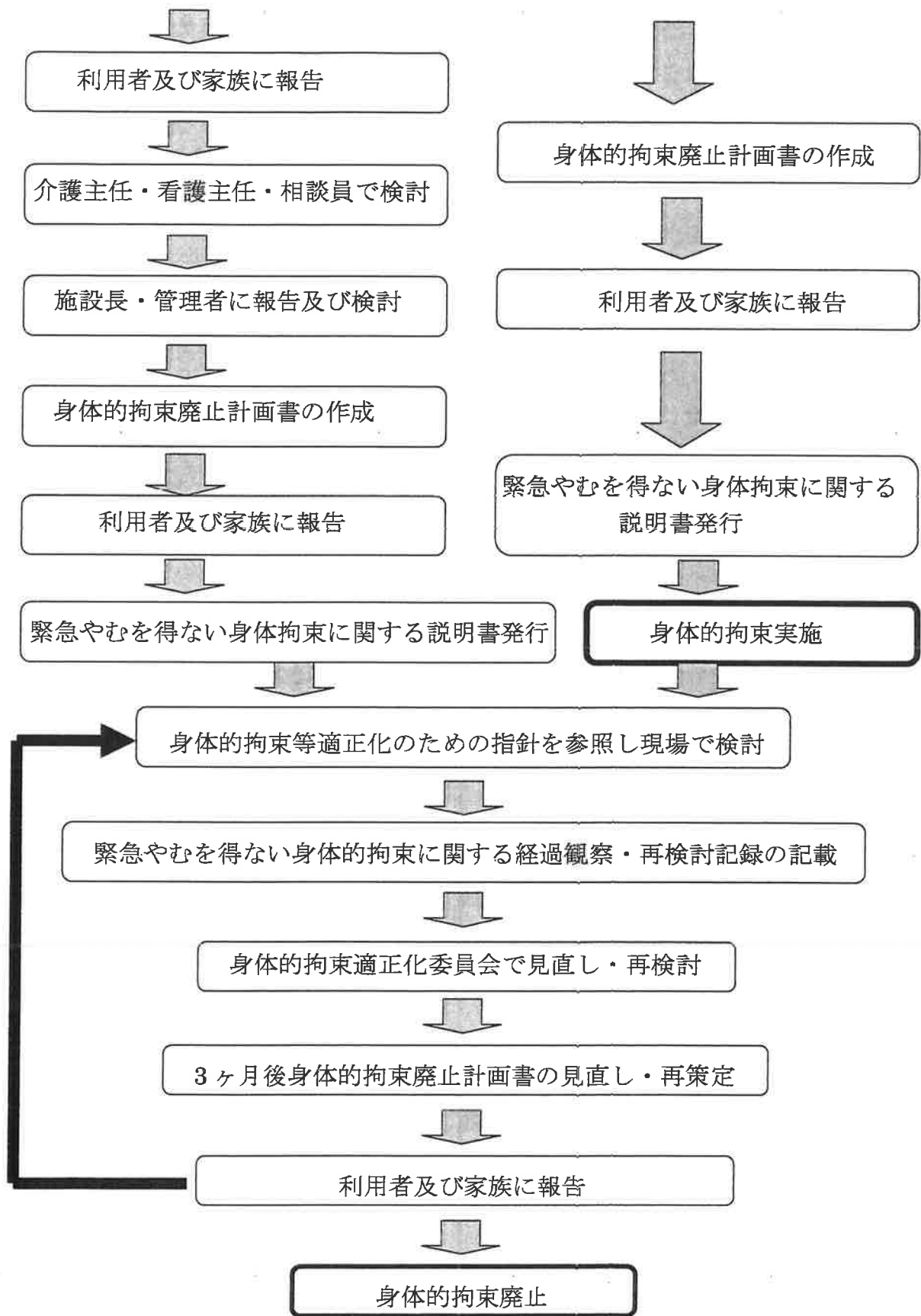
- ・身体的拘束適正化のための研修会を年2回以上開催する。
企画及び運営は身体的拘束適正化検討委員会を中心として行う。
- ・職員は1年を通じて少なくとも1回は研修に参加する。シフトややむを得ない事情等により参加できない場合はeラーニングにて受講しレポートを提出する。
- ・新規採用時には必ず人権を尊重したケアの教育・指導の時間を設ける。
- ・研修内容は身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに五十鈴会における指針に基づき、適正化の徹底を行う。
- ・研修内容は、記録する。

4、施設内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

- ・身体的拘束を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行う。(フローチャート参照)

～身体的拘束廃止 フローチャート～





- ・職員は施設内で適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認した上で上席者への報告を行う。当該報告を受けた上席者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努める。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族に謝罪を行い、所轄庁へ報告する。

禁止の対象となる具体的な身体的拘束行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベットに体幹や四肢をひもで縛る。
- ②転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベットを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指に機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベットなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

5、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための処置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従って実施する。

①カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束の実施を検討せざるを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の関係者が集まり、拘束による利用者の心身損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の三要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

* 緊急やむを得ない場合の例外三原則

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束及びその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束及びその他の行動制限が一時的なものであること

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、時間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努める。

②利用者本人や家族に対しての説明

- ・様式「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。
- ・また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と継続の必要性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施する。

③記録と再検討

- ・様式「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は2年間保存する。

④拘束の解除

- ・③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その際には、契約者、家族に報告する。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認したが、数日以内に同様の対応で再度身体拘束による対応が必要となった場合、家族（契約者等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応とする。

6、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は書面として据置き、利用者又は家族等関係者からの求めに応じ閲覧に供するものとする。また、身体的拘束に関する記録についても、対象利用者本人又は家族からの請求があれば開示する。
- ・本指針は 全ての職員が閲覧可能とし、内容を理解、習得する。
- ・本指針は、電磁的記録として五十鈴会ホームページに掲載し、公表する。
- ・本指針について、入所時に説明の機会を持つ。

7、その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・五十鈴会における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。
- ・「身体的拘束廃止のための取り組み」を身体的拘束適正化検討委員会で作成し、全職員は実践していく。必要に応じて見直していく。

附 則

この指針は 平成 30 年 4 月 1 日より施行とする。

身体拘束廃止のための取り組み

1、「身体的拘束適正化検討委員会」を設置するなど 組織を上げて施設全体で身体拘束廃止に取り組んでいく。

2、身体的拘束適正化の推進の考え方

身体拘束の弊害をしっかりと認識しどうすれば廃止できるかをスタッフ間で十分に議論し、皆で問題意識を共有していく。その際、もっとも大事なものは「利用者中心」という考え方である。

自分たちが提供する看護・介護サービスにおいて以下のように振り返る機会を常に持つ。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・事後発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大ケガになるという先入観だけで、安易に身体的拘束をしていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。
- ・「言葉による拘束」で行動制限等をしていないか。

3、身体拘束を必要としない状態の実現を目指すためには、その理由や原因を取り除き環境を整備することが重要である。

心理的なものに起因する問題行動の解決

- ①スタッフの行為や言葉かけが不適當か 又はその意味が分からない場合
- ②自分の意思にそぐわないと感じている場合
- ③不安や孤独を感じている場合
- ④身体的な不快や苦痛を感じている場合
- ⑤身の危険を感じている場合
- ⑥何らかの意思表示をしようとしている場合

こうした原因を除去するなどの状況改善に努めることにより 問題行動は解消する方向に向かい身体的拘束に至ることを予防できる。

環境等の整備

- ①転倒、転落などの事故の起きにくい環境づくり→手摺りを付ける、通路、行動範囲、足もとに物を置かない、ベッドの高さを低くするなどの工夫を行う。(低床ベッド+マットレス又は畳対応) クッション性のある床材の仕様 「転倒の要因リスト」参照
- ②住居と思えるような工夫→温かみや馴染みのある家具の配置、色や配置が家庭的であるような工夫を行う。
- ③見守りの強化が必要→スタッフカウンターに近い居室への移動
- ④車いすより滑落の危険性がある→座位保持訓練の実施、座位可能時間の確認、車いすの整備・点検、本人にあった車いす(チルト、リクライニング・・・)を選択する、すべり止クッションを使用する
- ⑤頻回な立ち上がり→目的の究明、他に関心を向ける
- ⑥管やルートを抜いてしまう→利用者に見えない工夫をする、利き手にボールをもってもらう
- ⑦ベッド上での危険な体動→寝具、衣類は肌触りの良いものを用意する、過ごしやすい室温、湿度、照明等の室内環境を整え騒音にも配慮する
- ⑧せん妄→水分は適当か脱水症状に注意する、主治医に服薬内容を見直してもらう
- ⑨機嫌が悪い、不快感が想定される言動→便意、尿意の訴えがあるのではないか、オムツが合っているか、排便、排尿パターンが把握できているか、パット交換回数は適切か等に留意する
→痛みや痒みの原因を把握し除去する、保清し心地良さを体感してもらう
- ⑩利用者が 落ち着かない状態にあるなど困難な場合→日中、夜間、休日を含め施設の全てのスタッフが随時応援に入れるような柔軟性のある体制を確保する

4、常に代替え的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的に実施

5、**基本的なケア**を十分に行い、生活のリズムを整える

利用者ひとりひとりの状態に合わせた適切なケアを行うことが重要である。これらのケアを行う場合には 一人一人を見守り、接し、触れ合う機会を増やし、伝えたくても伝えられない気持ちやサインを受け止め、不安や不快、孤独を少しでも緩和していくことが求められる。

また、基本的ケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要である。

5つの基本的ケア

①起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

②食べる

食べることは人にとっての楽しみ、生き甲斐であり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為に繋がることになる。

④清潔にする

定期的に入浴することが基本である。皮膚が不潔であれば痒みの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにするにより本人も快適になり、介護もしやすくなり人間関係も良好になる。

⑤活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉による刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしい心地良い刺激が必要である。

身体拘束廃止をきっかけに「より良いケア」を実現していく。「身体拘束廃止」をゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組みを図る。

6、被拘束者の多くは 認知症が重度であることから 認知症のケアに習熟する。

7、研修等の受講

- ・身体的拘束適正化のための苑内研修会を年に2回以上開催する。
- ・外部研修の受講

8、リスクマネジメント

施設サービス計画の作成時、それぞれの利用者に対し身体拘束を誘発するリスクがないか調査する。身体拘束に陥る危険性の高い利用者への介護の在り方を検討する。

*「危険予知訓練ツール」「転倒リスク評価表」参照

身体拘束の廃止の為の取組みは一過性のものでなく、常に関係者の認識を新たにし、継続して取り組んでいかなければならない。

附 則

この取組みは 平成28年6月1日から施行する。

この取組みは 平成30年4月1日から施行する。